

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

厚生委員長 宍 戸 治 重

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和5年2月2日
- (2) 令和5年3月8日
- (3) 令和5年3月29日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

- 1 議案第8号 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、通院時の一部負担金相当額を撤廃するため、提案されたものであります。

- 2 議案第9号 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、通院時の一部負担金相当額を撤廃するため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・通院時の一部負担金相当額を撤廃することとした考え方と撤廃に当たり所得制限を設定しないこととした理由について
- ・本条例改正による本市財政への影響と本事業の制度的な持続可能性について
- ・改正前における助成実績の推移と新型コロナウイルス感染症による影響の有無について
- ・子育て家庭からの意見聴取の在り方と子育て家庭の経済状況の把握について
- ・子どもの医療費助成事業の広域的対応に向けた国・東京都の検討状況について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要
- ・三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年三鷹市条例第12号）新旧対照表
- ・三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年三鷹市条例第3号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第8号、議案第9号についてそれぞれ採決いたしました結果、以上2件については、いずれも全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第10号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この議案は、低所得者世帯に対する均等割額の軽減基準額及び出産育児一時金を引き上げるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例改正が本市の財政と国保財政健全化計画に与える影響について
- ・出産育児一時金の給付実績が減少傾向となっている理由について
- ・都市部における分娩費高騰に対応した出産育児一時金の拡充に係る国・東京都への要望について
- ・軽減世帯の拡充及び出産育児一時金の引上げに係る本市独自の上乗せの検討について

- ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の改正趣旨について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・議案第10号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・国民健康保険税均等割額の軽減基準額引上げに伴う影響
- ・出産育児一時金の概要
- ・三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第10号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第12号 三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・指定期間を4年間とした考え方及び指定期間における収支計画書の積算根拠と指定管理者候補者審議の在り方について
- ・指定管理者候補者における職員配置体制と理学療法士等の専門職確保について
- ・指定管理者候補者との連携体制及び市派遣職員の職責や処遇について
- ・当該施設の管理運営における安全性確保の取組について
- ・当該施設の改修工事と開設準備の進捗状況及び今後のスケジュールについて
- ・本市における在宅医療・介護施策の現状と在宅医療・介護連携推進協議会における多職種連携の取組の達成状況について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山指定管理者の指定について（概要）
- ・選定方法及び指定管理者候補者審議結果（一覧）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）

- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山の管理に係る事業実施計画書（新規）
- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山の管理に係る収支計画書（新規）
- ・社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団の概要
- ・令和3年度事業報告書及び決算報告書（抜粋）
- ・法人単位資金収支計算書
- ・法人単位事業活動計算書
- ・法人単位貸借対照表
- ・計算書類に対する注記（法人全体用）
- ・財産目録

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

福祉Laboどんぐり山において、在宅医療・介護研究センターを3階に設置するというが、その事業者についてもこれからということ具体的に決まっていないことが分かった。NTT東日本など、各民間企業や大学を想定しているようであるが、なぜ民間企業に市が部屋を貸すことを行わなければならないのか理解できない。2階の生活リハビリセンターについても、これから利用者、施設などを回ってニーズを探るということであるが、本来ニーズが十分に確認されてから事業を行うべきではないのか。順序が逆であると言わざるを得ない。生活リハビリセンターは、70%の使用率を想定して予算を考えているというが、市側の説明を聞いている限り、そこまで達成できるとは思えない。また、リハビリルームの確保をしていないことなど、事業に関する計画にも納得ができない。

また、社会福祉事業団から提出された収支計画書について、金額だけで内訳が示されておらず、市民への説明責任を果たしているとは言えない。事業内容が把握できず、私たち議員としても判断ができないような状況である。運営費は、年間1億円余りを想定しているようであるが、その金額に見合う事業とは到底思えない。それならば、三鷹市内の困窮する高齢者、施設に入れない高齢者の実情に合わせた事業、民間では行うことのできない市の責務を果たすための施設として利用すべきことを申し上げ、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第12号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 議員提出議案第5号 三鷹市ヤングケアラー等支援条例

6 所管事務の調査について
健康、福祉施策の充実に関すること

以上2件については、なお審査及び調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。